甲第34号証　令和3年(行情)諮問第504号

理　由　説　明　書

令和３年１１月１８日
内　　閣　　府

令和３年８月２０日付けで提起された内閣府日本学術会議事務局長（以下「処分庁」という。）による開示決定処分（令和３年６月２１日付け府日学第９７２号－１。以下「原処分」という。）に対する審査請求について、下記の理由により、これを棄却すべきであると考える。

記

１．本件審査請求の趣旨及び理由について

（１）審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、不開示とした部分（一部を除く。）を含む行政文書を開示するよう、原処分の取消しを求める審査請求が提起されたものである。

（２）審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

① 請求対象文書のうち、「日本学術会議会員候補者の推薦について（進達）（府日学第1243.号）」の「日本学術会議会員候補者推薦書」及び「第25－26期会員候補者名簿（案）」に記載された、任命されなかった候補者の氏名、ふりがな、性別、年齢、所属・職名、及び専門分野を不開示としていることについて、日本学術会議のホームページ上等からも明らかなように、任命された日本学術会議の会員の氏名等については、少なくとも慣行として公にされている情報である。したがって、日本学術会議の推薦に従って６名が任命されていれば、当該６名の氏名等は当然「慣行」として公にされるはずであった。そして、内閣総理大臣による任命行為はいわゆる羈束行為であり、日本学術会議の推薦した人物をそのまま任命することが法律上想定されている。したがって、今回任命されなかった６名についての内閣総理大臣による任命拒否は、違法かつ異例なものである。違法な行政行為によって、適法な場合よりも公にされる情報の範囲が狭められるのは、国民の知る権利の観点からは妥当とはいえない。したがって、前例がない

としても、任命されなかった候補者の氏名等は、任命された会員と同様に、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」(行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号。以下「法」という。）第５条第１号イ）というべきである。よって、原処分の不開示部分は法第５条第１号イの例外的開示事由に該当する。

また、法第５条第６号の「支障」の程度については、名目的なものでは足りず実質的なものであることが必要であり、支障を及ぼす「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず法的保護に値する程度の高度の蓋然性が要求される。また、事務の「適正」な遂行要件の判断に当たっては、開示のもたらす支障のみならず、開示のもたらす利益も比較衡量しなければならない。日本学術会議の会員の任命は形式的なものであるから、日本学術会議の人事に係る事務の内容や任命されなかった候補者の氏名等について開示したとしても、日本学術会議の推薦を受けて任命するという行政機関の事務に実質的な「支障」が生じることはない。また、任命されなかった候補者の氏名等については周知のように、当該６名自身がすでに公表しており、報道もされている。したがって、任命されなかった候補者の氏名等の開示がもたらす「支障」は、実質的に存在しない。さらに、これも周知のように、菅義偉内閣総理大臣は、任命されなかった候補者について任命を拒否した具体的な理由を現在まで説明していない。このような状況においては、仮に開示のもたらす支障があるとしても、開示のもたらす利益はそれを遥かに上回るものである。よって、原処分の不開示部分は、法第５条第６号ニに該当しない。

次のアからエまでの不開示部分についても、これと同様に、法５条第１号イの例外的開示事由に該当し、また、法第５条第６号ニに該当しない。

ア 「令和２年１０月の会員改選に係る意思決定過程における資料①」のうち、次期会長に関する資料に記載された現会員の氏名、生年月日、年齢、主要経歴、専門分野、出身県、所属部

イ 「令和２年１０月の会員改選に係る意思決定過程における資料②」のうち、次期会長に関する記述

ウ 「令和２年１０月の会員改選に係る意思決定過程における資料②」のうち、任命されなかった候補者の氏名、ふりがな、性別、年齢、勤務先都道府県、地区会議、現職名、専門分野、日本学術会議での現職／非現職

エ 「令和２年１０月の会員改選に係る意思決定過程における資料②」のうち、任命されなかった候補者の「略歴」に記載された、氏名、ふりがな、日本学術会議連携会員歴、現職、年齢、生年月日、専門分野（公にされている情報は除く。）、研究内容、学歴、職歴、所属学会

② 「日本学術会議会員候補者の推薦について（進達）(府日学第１２４３号)

のうち、課長補佐相当職以下の職員の氏名及び印影を不開示としていることについて、課長補佐相当職以下の職員の氏名及び印影が公になったとしても、個別の連絡先等が分かるわけではないため、「支障をおよぼすおそれ」は名目的かつ抽象的なものに過ぎない。よって、原処分の不開示部分は法第５条第６号柱書に該当しない。

③ 「令和２年１０月の会員改選に係る意思決定過程における資料①」、「令和２年１０月の会員改選に係る意思決定過程における資料②」及び「令和２年１０月の会員改選に係る意思決定過程における資料③」のうち、人事に係る事務の内容についての記載を不開示としていることについて、上記①における法第５条第６号ニに係る主張と同様に、人事に係る事務の内容を公にしたとしても、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるとはいえない。よって、原処分の不開示部分は法第５条第６号ニに該当しない。

④ 「令和２年１０月の会員改選に係る意思決定過程における資料②」のうち、会員候補者の選考理由を不開示としていることについて、法第５条第６号の「支障」の程度については、名目的なものでは足りず実質的なものが必要であり、支障を及ぼす「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず法的保護に値する程度の高度の蓋然性が要求される。そして、ここで対象となっているのは、推薦されなかった候補者に係る部分を除けば、すでに日本学術会議会員に推薦され任命された者の選考理由であり、それが開示されたからといって、「会員候補者の選考及び推薦に関する事務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」も、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」も考え難い。仮に開示による何らかの「支障のおそれ」があるとしてもそれは抽象的なものに過ぎない。また、事務の「適正な」遂行要件の判断に当たっては、開示のもたらす支障のみならず、開示のもたらす利益も比較衡量しなければならず、仮に開示による何らかの支障があるとしても、開示がもたらす利益はそれを遥かに上回るものである。よって、原処分の不開示部分は、法第５条第６号柱書き及び同号ニに該当しない。

⑤ 「令和２年１０月の会員改選に係る意思決定過程における資料②」のうち、推薦された者の「略歴」に記載された、生年月日、専門分野（公にされている情報は除く。）、研究内容、学歴、職歴、所属学会を不開示としていることについて、推薦された者の「略歴」の開示部分では、氏名、現職、年齢、専門分野が開示されており、これらの情報によって特定の個人を識別することは可能である。開示部分ですでに特定可能な以上、不開示部分のみが「特定の個人を識別できるもの」になるとはいえない。よって、原処分の不開示部分は、法第５条第１号に該当しない。また、日本学術会議の会員や会員に形式的に任命される推薦者については、生年月日、専門分野、

研究内容、学歴、職歴、所属学会といった情報は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」というべきものである。よって、原処分の不開示部分が仮に法第５条第１号に該当するとしても、同号イの例外的開示事由に該当する。

２．本件対象文書及び原処分について

処分庁においては、「2020年の日本学術会議会員の任命に関する以下の１ないし４記載の文書　１杉田和博官房副長官ないし内閣官房職員と内閣府との間におけるやりとりを記録した文書、２2020年12月11日開催の参議院予算委員会理事懇談会において提出された文書、３日本学術会議が推薦した会員候補者105名の任命に関して内閣総理大臣に提出ないし発出した文書、４その他一切の文書」との本件開示請求に対し、別紙について特定し、一部開示決定処分を行った。

３．原処分の妥当性について

（１）不開示情報該当性について

① 審査請求人は、前例がないとしても、任命されなかった候補者の氏名等は、任命された会員と同様に、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」（法第５条第１号イ）というべきであると主張するが、会員に任命されなかった候補者の氏名等は、特定の個人を識別することができる情報であり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないことから、法第５条第１号イには該当しない。なお、審査請求人は、内閣総理大臣は日本学術会議の推薦した人物をそのまま任命することが法律上想定されており、内閣総理大臣による任命拒否は違法かつ異例なものであるとの認識の下、違法な行政行為によって、適法な場合よりも公にされる情報の範囲が狭められるのは、国民の知る権利の観点からは妥当とはいえないとの考えを述べているが、日本学術会議法に基づく日本学術会議会員の任命については、日本学術会議による推薦を十分に尊重すべきことを前提としつつも、必ず当該推薦のとおりに任命しなければならないわけではないと考えている。

また、審査請求人は、日本学術会議の会員の任命は形式的なものであるから、日本学術会議の人事に係る事務の内容や任命されなかった候補者の氏名等について開示したとしても、日本学術会議の推薦を受けて任命するという行政機関の事務に実質的な「支障」が生じることはなく、また、任命されなかった候補者の氏名等については、当該６名自身がすでに公表しており、報道もされていることから、任命されなかった候補者の氏名等の開示がもたらす「支障」は、実質的に存在しない等の主張もしているが、任命されなかった候補者の氏名等については、上述のとおり、法第５条第

１号の不開示情報に該当するものであり、内閣府としては当該候補者の氏名等を一切明らかにしていないところ、そのような情報を公にすれば、今後の日本学術会議における会員候補者の選考及び推薦に関する事務等において、例えば、法第５条第１号に該当する情報の取得が困難となるなどし、当該事務の円滑な遂行や、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法第５条第６号ニに該当する。

なお、審査請求人は、上記１（２）①に記載するとおり、「令和２年１０月の会員改選に係る意思決定過程における資料①」のうち、次期会長に関する資料に記載された現会員の氏名、生年月日、年齢、主要経歴、専門分野、出身県、所属部、及び「令和２年１０月の会員改選に係る意思決定過程における資料②」のうち、次期会長に関する記述についても、同様の理由から、法第５条第１号イに該当せず、また、法第５条第６号ニに該当しない旨を主張するが、当該部分は、次期会長に関する資料ないし記述であって、先般の会員任命において、任命されなかった候補者に関するものではない。

② 審査請求人は、課長補佐相当職以下の職員の氏名及び印影が公になったとしても、個別の連絡先等が分かるわけではないため、「支障をおよぼすおそれ」は名目的かつ抽象的なものに過ぎないと主張するが、一般に国の職員の氏名及び特定の時期の配属部局等が明らかになれば、公表されている別の情報（インターネットに掲載されている資料や独立行政法人国立印刷局発行の職員録など）等から、現在の所属を特定又は推測することが可能である場合が多く、本件の場合にも、原処分において不開示とされた職員の氏名及び印影を明らかにすれば、当該職員の現在の所属が特定又は推測され、外部から当該職員へ問合せや指摘などが行われ、課長補佐相当職以下の職員の職務の内容にかんがみ、当該職員の現在従事する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第５条第６号柱書に該当する。

③ 審査請求人は、任命されなかった候補者の氏名等について審査請求人が述べたことと同様に、人事に係る事務の内容を公にしたとしても、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないと主張しているが、当該不開示とした部分には、人事に係る事務の内容について記載されており、これを公にすれば、当該事務の具体的な過程の一部が明らかとなり、今後の日本学術会議における会員候補者の選考及び推薦に関する事務等の円滑な遂行や、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法第５条第６号ニに該当する。

④ 審査請求人は、日本学術会議会員に推薦され任命された者の選考理由は、それが開示されたからといって、「会員候補者の選考及び推薦に関する事務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」も、「公正かつ円滑な人事の確保に

支障を及ぼすおそれ」も考え難い。仮に開示による何らかの「支障のおそれ」があるとしてもそれは抽象的なものに過ぎない。また、事務の「適正な」遂行要件の判断に当たっては、開示のもたらす支障のみならず、開示のもたらす利益も比較衡量しなければならず、仮に開示による何らかの支障があるとしても、開示がもたらす利益はそれを遥かに上回るものであると主張するが、会員候補者の選考理由については、最終的に会員に推薦されたか、されてなかったかにかかわらず公にされていない事柄であり、公にすることにより、当該候補者を選考する過程においての推薦者の当該候補者への評価等が明らかとなり、今後の日本学術会議における会員候補者の選考及び推薦に関する事務等の円滑な遂行や、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあること等から、法第５条第６号柱書き及び同号ニに該当する。

⑤ 審査請求人は、推薦された者の「略歴」の開示部分では、氏名、現職、年齢、専門分野が開示されており、これらの情報によって特定の個人を識別することは可能であって、開示部分ですでに特定可能な以上、不開示部分のみが「特定の個人を識別できるもの」になるとはいえないと主張するが、当該文書において氏名等が開示され、当該氏名等により、不開示部分が特定の個人に関する情報であることが判別し得るとしても、それによって、当該部分に記載された情報について、「特定の個人を識別できるもの」への該当性が否定されるわけではない。

また、審査請求人は、日本学術会議の会員や会員に形式的に任命される推薦者については、生年月日、専門分野、研究内容、学歴、職歴、所属学会といった情報は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」というべきものであると主張するが、任命された者の氏名、現職、年齢、専門分野（公表されている情報に限る。）については、慣行として公表しており、不開示情報には当たらないのに対し、任命された者の研究内容、学歴、職歴、所属学会は、公表を前提として取得したものではなく、慣行として公表していないことから、法第５条第１号に該当する。

なお、現に任命されていない候補者の氏名等については、上記①に記載したとおりである。

４．結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが適当であると考える。

以　上

（別紙）

通番	開示決定・不開示決定した文書
1	日本学術会議会員候補者の推薦について（進達）（府日学第1243号）
2	令和２年４月２日　令和２年10月の会員改選に係る意思決定過程における資料①
3	令和２年６月１日　令和２年10月の会員改選に係る意思決定過程における資料②
4	令和２年６月12日　令和２年10月の会員改選に係る意思決定過程における資料③